

---

# Machimo 通信サービス 利用規約

Ver1.9

---

制定日:令和7年11月13日

運営会社:有限会社三樹産業

参照基準:Machimo 通信サービス契約約款 Ver.1.4

# 第1章 総則

## 第1条(目的)

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、有限会社三樹産業(以下「当社」といいます。)が提供する「Machimo 通信サービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。本サービスの利用者(以下「利用者」といいます。)は、本サービスを申込み、または利用した時点で、本規約および「Machimo 通信サービス契約約款 Ver.1.4」(以下「契約約款」といいます。)に同意したものとみなします。

## 第2条(規約の位置づけ)

1. 本規約は、契約約款を補足・具体化するものとして適用されます。
2. 本規約と契約約款に矛盾が生じた場合は、契約約款が優先します。
3. 利用者は、申込み時に提示される重要事項説明書の内容にも従うものとします。

## 第3条(定義)

本規約における用語の定義は、Machimo 通信サービス契約約款に定めるものに従います

# 第2章 申込・本人確認

## 第4条(申込方法)

1. 本サービスの申込みは、当社所定の方法により行います。
2. 物理 SIM の場合、当社が開通処理を行った日、または SIM 発送日をもって契約成立とします。
3. eSIM の場合、プロファイル情報が発行され、利用者が端末に設定し、当社が開通を確認した時点で契約が成立します。

## 第5条(本人確認)

1. 音声通話機能付き SIM カード、SMS 機能付き SIM カードを申込む場合、利用者は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関

する法律その他の関係法令に基づき、当社が別途定める本人確認書類を提示するものとします。

2. 名義変更(譲渡)によりデータ通信専用 SIM カード又は eSIM プロファイルの利用申込みを行う場合も、前項と同様に、当社が別途定める本人確認書類の提示を要するものとします。
3. 本人確認が完了しない場合、当社は申込みを承諾せず、契約は成立しないものとします。
4. 本人確認に用いられた情報に虚偽・不備があったことが判明した場合、当社は申込みを拒否し、または契約約款第 19 条に従い契約を解除できるものとします。

#### 第 6 条(申込みの拒否)

当社は、以下の場合に申込みを承諾しないことがあります。

1. 過去に料金債務不履行があったとき
2. 不正利用のおそれがあると当社が判断したとき
3. 申込内容に虚偽があったとき
4. 契約約款第 10 条および第 17 条に定める事由があるとき

### 第 3 章 本サービスの内容

#### 第 7 条(提供内容)

本サービスは、接続先事業者の通信設備を利用し、データ通信、音声通話、SMS 等を提供するものです。利用できる内容は、利用者が選択したプランに従います。

#### 第 8 条(通信品質・提供区域)

1. 通信提供区域は接続先事業者の提供区域に準拠します。
2. 地下・屋内・山間部などでは通信不能となる場合があります。
3. 通信速度や接続品質が一定であることは保証されません。
4. 設備保護または通信の混雑時には、接続先事業者の基準に基づき通信速度や通信量の制御が行われる場合があります。

## 第4章 通信の利用および制限

### 第9条(通信の提供条件)

本サービスは接続先事業者の設備状況に依存し、設備保守や障害により利用できない場合があります。

### 第10条(通信速度・帯域制御)

1. 利用者が契約容量を超過した場合、契約約款および重要事項説明書に定める速度制限が適用されます。
2. 過度な通信利用・設備保護が必要な場合など、接続先事業者が定める基準により通信制御が行われることがあります。
3. 通信制御により利用者に損害が発生しても、当社は責任を負いません。

### 第11条(通信の停止)

当社は、契約約款第17条(利用の停止等)に定める事由、または次の各号に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。

1. 設備保守・工事が必要な場合
2. 災害その他不可抗力
3. 利用者が本規約または契約約款に違反した場合

## 第5章 料金および支払

### 第12条(料金の種類)

利用者が負担する料金は以下のとおりとします。詳細は契約約款別紙1(料金体系)に定めるとおりとします。

1. 基本料金
2. 従量料金(通話・SMS等)
3. 事務手数料
4. SIM発行・再発行手数料

5. 解約時の費用(契約約款による)

6. ユニバーサルサービス料

7. 電話リレーサービス料

各料金の詳細は、契約約款別紙1(料金体系)に定める内容に従います。

### 第13条(支払方法)

1. 支払いはクレジットカードに限ります。

2. 決済不能が続いた場合、利用停止や契約解除を行います。

3. 料金の支払いが遅延した場合、契約約款に定める延滞利息が発生することがあります。

4. 料金の支払が遅延した場合、契約約款第17条に基づき利用停止となることがあります、なお改善がない場合は契約約款第19条に基づき契約解除となることがあります。

### 第14条(請求スケジュール)

1. 基本料金は、利用した月の翌月に請求します。

2. 通話・SMS等の従量料金は、接続先事業者の計算処理の都合により、翌々月以降の請求となる場合があります。

3. そのため、複数月分の料金がまとめて請求される場合があります。

## 第6章 SIMカード・eSIM

### 第15条(貸与)

1. SIMカードおよびeSIMは貸与品であり、所有権は当社に帰属します。

### 第16条(禁止事項)

以下の行為は禁止します。

1. 本SIMカードの改造・複製は禁止します。

2. SIMカードの第三者への貸与または譲渡は禁止します。

3. 不正端末での利用は禁止します。

4. 不正取得は禁止します。

#### 第 17 条(紛失・破損)

1. 利用者は、SIM カードの紛失・破損が発生した場合、速やかに当社へ届け出るものとします。
2. 再発行には所定の手数料が発生します。
3. 紛失・盗難等により利用者に損害が生じても、当社は責任を負いません。

#### 第 18 条(返却)

1. 解約時、利用者は物理 SIM カードを返却するものとします。
2. SIM カードを返却しなかった場合、利用者は契約約款別紙に定める SIM カード損害金を支払うものとします。

### 第 7 章 利用者の義務

#### 第 19 条(自己管理)

1. 利用者は、端末設定、アカウント管理、アプリ不具合等について自己の責任で対応するものとします。
2. 利用者の端末設定や利用環境に起因する不具合について、当社は責任を負いません。

#### 第 20 条(変更の届出)

住所、氏名、連絡先、支払情報その他契約内容に関わる事項に変更があった場合、利用者は遅滞なく当社に届け出るものとします。

### 第 8 章 禁止事項

#### 第 21 条(禁止行為)

以下の行為を禁止します。

1. 法令違反・公序良俗違反

2. 犯罪行為への利用
3. 迷惑メール・スパム行為
4. SIM の不正利用・不正取得・転売
5. 他者へのなりすまし
6. 回線に過度な負荷を与え、ネットワークの安定性を損なう行為
7. 契約約款第 27 条(禁止事項)に定める行為

## 第 9 章(利用停止・解除・解約・MNP)

### 第 22 条(利用停止)

以下に該当する場合、当社は契約約款第 17 条(利用の停止等)に従い、本サービスの全部または一部の利用停止・利用制限を行うことができます。

1. 料金未払い
2. 本人確認不備
3. 不正利用の疑い
4. カスタマーハラスマント行為
5. 契約約款第 17 条(利用の停止等)に定める事由に該当する場合

### 第 23 条(契約解除)

当社は、契約約款第 19 条(当社の解除)に定める事由がある場合、または重大な規約違反、反社会的勢力との関与その他当社が契約の継続を不適当と判断する相当の理由がある場合、契約を解除することができます。

### 第 24 条(解約)

1. 解約は、当社の専用解約フォームまたは当社が指定する書面により申請するものとします。
2. 解約の効力が生じる日(以下「解約の効力発生日」という。)は、契約約款第 20 条に従い、当社に解約の通知が到達した日、または契約者が当該通知において指定した日のいずれか遅い日とします。

3. 解約月の月額料金については日割り計算を行いません。ただし、契約約款第 28 条に基づき支払いを要しないこととされた料金がある場合の返還方法は、契約約款および別紙に定めるところによります。

## 第 25 条(MNP 転出)

1. 利用者は、本サービスの電話番号を他事業者へ番号ポータビリティ(MNP)  
として転出することができます。
2. MNP 転出に関する手数料その他の条件は、契約約款に定めるものに従います。
3. 料金の未払い、不正利用の疑い、その他契約約款に定める事由がある場合、  
当社は MNP 転出を一時的に制限することがあります。
4. MNP 転入に関する条件も、契約約款に定める内容に従います。

## 第 10 章(損害賠償・免責)

### 第 26 条(免責事項)

1. 天災、災害、接続先事業者の障害、利用者の端末・設定・利用環境に起因する損害について、当社は責任を負いません。
2. 通信速度の制御、通信混雑、圏外、品質の低下により生じた損害について、当社は責任を負いません。
3. 当社は、間接損害、特別損害、逸失利益については一切責任を負いません。

### 第 27 条(賠償責任の範囲)

1. 当社の賠償責任の上限は、契約約款第 41 条に定める範囲とします。
2. 本サービスが 24 時間以上連続して利用できない場合の補償は、  
契約約款に定めるとおりとします。

## 第 11 章(その他)

## 第 28 条(協議)

本規約に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合、利用者および当社は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

## 第 29 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項が法令により無効となった場合でも、その他の条項は継続して効力を有するものとします。

# 第 12 章 個人情報

## 第 30 条(個人情報の取扱い)

個人情報は、本人確認、契約管理、請求、本サービスの提供、不正利用防止およびサポート等に必要な範囲で利用します。

個人情報の第三者提供は、法令に基づく場合のほか、本サービスの提供・料金回収・不正利用防止のために必要な範囲、または契約約款第 50 条(他の電気通信事業者への情報の通知)に定める場合に限り行います。

# 第 13 章 反社会的勢力

## 第 31 条(反社排除)

利用者が反社会的勢力である、または関係すると合理的に判断された場合、当社は即時契約を解除します。

# 第 14 章 カスタマーハラスメント

## 第 32 条(カスハラ行為への対応)

1. 暴言、脅迫、過度負担の強要等のカスタマーハラスメント行為があった場合、当社は対応を制限または停止できます。

2. 必要に応じて、警察・弁護士等と連携し法的措置を取ります。
3. その他、契約約款第 55 条(カスタマーハラスメントの対応について)に定める行為を含みます。
4. カスタマーハラスメントに該当すると当社が判断した場合、対応の打ち切り、MNP 転出の猶予、契約解除等の措置を行うことがあります。

## 第 15 章 規約の変更

### 第 33 条(変更手続)

1. 当社は本規約を変更することがあります。
2. 利用者に不利益となる変更は、合理的期間をもって Web 上で通知します。
3. 変更後の規約は Web 掲載時点で効力を生じます。

## 第 16 章 準拠法および裁判管轄

### 第 34 条(準拠法)

本規約は日本法を準拠法とします。

### 第 35 条(裁判管轄)

本サービスに関する訴訟は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 付則

本規約は、令和 7 年 11 月 13 日より施行します。